

令和 5 年 8 月 10 日 (木)

【照会先】

大分労働局労働基準部賃金室

室 長 金田 博幸

賃金補佐 田口 嘉久

(電話)097(536)3215 内線 640

大分県最低賃金改正を「時間額 899 円」で答申

－ 現行からの引上げ額は 45 円 －

大分地方最低賃金審議会（会長 井田雅貴）は、令和 5 年 7 月 4 日付け大分労働局長（佐藤広道）から「大分県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け調査審議を重ねてきたところですが、同年 8 月 10 日、同審議会は、現行の大分県（地域別）最低賃金「時間額 854 円」について、45 円引上げ、「時間額 899 円」に改正するよう、大分労働局長に対し答申しました。

当該答申は、7 月 28 日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し答申された内容（目安額）を参考に、大分県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金の改定状況、参考人の意見等を総合的に勘案しつつ、慎重に審議され、取りまとめられたものです。

改正された大分県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続き等を経た後、10 月初旬（最短で 10 月 6 日）に発効される見込みです。

【参考：大分県最低賃金額と前年度上昇率、上昇額】

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
最低賃金額	790 円	792 円	822 円	854 円	899 円
対前年度上昇率	3.67%	0.25%	3.79%	3.89%	5.27%
対前年度上昇額	28 円	2 円	30 円	32 円	45 円